

# 2023CMSC青森ジムカーナ

JAF公認 2023-6109号

## 特別規則書

※本特別規則書および参加申込書はJMRC東北ジムカーナ部会(<http://jmrct-g.com/>)  
またはCMSC青森(<https://cmsc-aomori.o-date.jp/>)からダウンロードが出来ます。

※2023年JAF東北ジムカーナ選手権及びJMRC東北ジムカーナの共通規則書は  
JMRC東北ジムカーナ部会(<http://jmrct-g.com/>)からダウンロードが出来ます。

## 競技開催日

**2023CMSC青森ジムカーナ 第1戦 6月4日(日)**

(併催 2023年JMRC東北ジムカーナシリーズ第4戦)

協賛

**十和田湖高原ポークSPF『桃豚』**

**(有)久保田石油**

**BMK sport**

オーガナイザー

コルトモータースポーツクラブ青森

## 第1条 競技会の定義および組織

本競技会は、JMRC東北ジムカーナ部会における  
2023年JAF東北ジムカーナ選手権および  
JMRC東北ジムカーナシリーズの共通規則書に従い、  
JAF公認クローズド競技として開催される。

## 第2条 競技会の名称及び開催日程

2023年6月4日(日)開催  
2023CMSC青森ジムカーナ第1戦  
2023年JMRC東北ジムカーナシリーズ 第4戦

## 第3条 競技種目

ジムカーナ競技

## 第4条 競技の格式

JAF公認 クローズド競技

## 第5条 オーガナイザー

コルトモータースポーツクラブ青森(CMSC青森)  
会長 小館 久  
青森県弘前市蒔苗字野田51-6 TEL 0172-97-2738

## 第6条 大会役員および組織委員会

組織委員長	村上 大樹	組織委員	小館 優貴
組織委員	井上 学	審査委員	古川 金美
審査委員長	小笠原 紀	技術委員	田中 文昭
競技長	久保田 明	コース委員	小館 優貴
技術委員長	井上 学	計時委員	伴 英憲
コース委員長	久保田 明	救護委員長	小館 優貴
計時委員長	山崎 茂樹		
事務局長	伴 英憲		

## 第7条 開催場所

弘前市大字百沢字東岩木山地内岩木山スキー場駐車場  
コース公認 No. '23-I-0201号

## 第8条 競技クラス区分

JAF公認ライセンスクラス(ナンバー付き車両/B車両※1まで)

- 1クラス 気筒容積1000cc未満の車両(軽ターボ含む) ※2
- 2クラス 気筒容積1000cc以上の前輪駆動の車両 ※2
- 3クラス 気筒容積1000cc以上の後輪駆動の車両 ※2
- 4クラス 気筒容積1000cc以上の四輪駆動の車両 ※2
- 5クラス Sタイヤクラス 排気量・駆動区分無し

※5クラスはナンバー付き車両/B車両およびSC車両までの出走可能。

※1 ナンバー付き車両/B車両とは、車検に適合する範囲で改造している車両。

※2 Sタイヤの使用は認められない。

2021年12月31日以降で、1銘柄で単一コンパウンドかつ国内販売が30サイズ以上のラインナップを有するタイヤであること。

またはUTQGのTREAD WEARが200以上のタイヤを使用する。

(タイヤの刻印で確認)いわゆる海外タイヤの使用も認める。

なお、2022年12月31日以降に発売されるタイヤについてはJMRC東北ジムカーナ部会の判断を仰ぐこと。

クローズドクラス(保安基準に適合したナンバー付車両)

- クローズド1 軽自動車 Sタイヤ禁止(ラリータイヤ使用可) ※3
- クローズド2 二輪駆動の車両 Sタイヤ禁止(ラリータイヤ使用可)
- クローズド3 四輪駆動の車両 Sタイヤ禁止(ラリータイヤ使用可)
- クローズドOP SAX・SC・D車両 タイヤ規制無し(スリックも使用可) ※4

※3 クローズド1クラスは参加台数が3台未満の場合クローズド2に統合する。

※4 当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定める車両が参加できる。

## 第9条 参加申込方法および参加受理

- 1) 参加車両名は15文字以内とする。15文字を超えた場合、正式車両名での表記とする。
- 2) 必ず正式車両名(型式ではなく通称名:GR86・ロードスター等)を入れること。
- 3) 車名欄に音符等の特殊記号を使用した場合、当該部分は全て中黒の丸に変更する。
- 4) 参加受理の諾否はJMRC東北ジムカーナ部会(<http://jmrct-g.com/>)またはCMSC青森(<https://cmsc-aomori.o-date.jp/>)へエントラントリスト掲載を行うことで通知とみなす。

## 第10条 参加の制限

- 1) 同一運転者は1つのクラスのみ参加できる。
- 2) 同一車両による重複参加は3名までみとめられる。  
ただし、この場合同一運転者によって運転されてはならない。

## 第11条 参加申込および参加費用

- 1) 参加申込場所および問い合わせ先  
〒036-8371 青森県弘前市蒔苗字野田51-6  
BMK ボデーメイク コダテ内  
小館 久 TEL 0172-97-2738
- 2) 受付期間 **※ 期間内必着 ※**  
開始日 5月21日(日) ~ 締切日 5月30日(火)
- 3) 提出書類  
所定の参加申込書、改造申告書に必要事項を記入し署名捺印のうえ  
下記参加料を添えて受付期間内に上記まで**現金書留**にて申し込むこと。
- 4) 参加料 1名当り、参加者のみ昼食付  
・1~5クラス JMRC会員 ¥10,000  
JMRC非会員 ¥11,000  
・クローズドクラス(クラブ当日仮会員費を含む) ¥8,000

## 第12条 競技会のタイムスケジュール

ゲートオープン	7:00
参加受付	8:00 ~ 8:30
公式車検	8:15 ~ 9:00
慣熟歩行	8:45 ~ 9:30
開会式・ドライバーズブリーフィング	9:30 ~ 9:45
第1ヒートスタート	10:00 ~
慣熟歩行	第1ヒート終了後
第2ヒートスタート	慣熟歩行終了15分後
表彰式(閉会式)	全クラス正式結果発表後

## 第13条 参加者に対する指示および公示

- 1) 公式通知等の場所 競技会本部前
- 2) 開会式およびドライバーズブリーフィングの場所 競技会本部前
- 3) 重複参加者(Wエントリー)交代場所 競技会本部前
- 4) 表彰式および閉会式の場所 百沢スキー場施設「彩」前

## 第14条 計時

- 1) スピード競技開催規定第14条に従う。
- 2) 計測は、自動計測機器を使用し、1/1000秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。万一、自動計測機器の故障等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチの平均タイムもしくは別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。

## 第15条 車両および競技運転者の変更

- 1) 競技運転者の変更は正式受理後には認められない。
- 2) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障破損等やむを得ないのある場合を除き認められない。ただし、当日受付終了後までに大会事務局宛に理由を付した変更届および変更する車両の必要書類(車両改造申告書等)を提出した場合、競技会審査委員会が承認すれば同一部門同一クラスに限り変更が許可される。

## 第16条 再車両検査

- 1) 競技終了後の入賞車両は原則として再車検を行う。その際の分解および組付けに必要な工具部品、必要経費はすべて参加者の負担となる。
- 2) 再車両検査、技術委員が行う臨時の車両検査を拒否または受けなかった場合は失格とする。

## 第17条 失格規定

本競技会において次の行為を行った場合、審査委員会の決定により参加者および競技運転者を失格とする。

- 1) 競技役員の指示に従わなかった場合および理由なく共通規則書第26条を守らない者。
- 2) 不正行為を行った者。
- 3) コースアウト等で当人以外に損害を与えた場合。
- 4) 車両保管中申告なしに競技車両を持ち出したり修理を行った場合。

## 第18条 賞典

- 1) 1～5クラス  
1位～3位 JAFメダル、副賞  
4位～6位 副賞  
※その他の賞典については、オーガナイザーが決定する。

- 2) 賞典の制限  

3台	1位のみ	7台～ 8台	4位まで
4台	2位まで	9台～10台	5位まで
5台～6台	3位まで	11台以上	6位まで

## 第19条 損害の補償

- 1) 参加者および競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償等の、理由の如何に係わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストはJAFおよび主催者の大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるがその役務遂行によって起きたものであっても参加者競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会役員の死亡、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

## 第20条 保険に関する項目

競技参加者は、本競技会に有効なJMRC共済または、それと同等以上の保証内容の保険に加入していなければならない。

## 第21条 統括権

規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

## 第22条 本規則の解釈

本特別規則書および競技会に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。

## 第23条 罰則

本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、本競技会審査委員会によって決定される。